

(保存版)

# 事業系ごみ

# 減量マニユアル



深呼吸したくなるまち  
ここはエコのど真ん中

## 3つのR (アール) 運動

◎リデュース 【減らす】

◎リユース 【再使用する】

◎リサイクル 【再資源化する】



# — 目 次 —

1. 事業系ごみとは	1
2. 事業系一般廃棄物（燃える・燃えない）ごみの現況	2
3. 事業系ごみ削減エコアクション	3
4. 雑紙リサイクル、水切り対策実践編	4
5. 産業廃棄物とは	6
6. 産業廃棄物等の処理	7
7. 事業系一般廃棄物とは	7
8. 資源ごみ分別マメ知識	10
9. Q & A（ちょっと困った時？）	11
10. 環境への取り組み	12
11. 各種法令関係	13
12. ごみ収集運搬業許可業者とリサイクル業者	14

# 1. 事業系ごみとは

廃棄物を排出・処理するとき、市民又は事業者などその主体によって廃棄物の区分が異なります。市民が出す場合は日常生活から出ることから、家庭系廃棄物と言い一般廃棄物に区分され、その処理マニュアルは「見附市 ごみの分け方・出し方ガイド」に記載されています。

では事業者が出す場合はどうでしょうか。日常生活とは異なり、事業活動にともなって出ることから、事業系廃棄物と言い、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

産業廃棄物

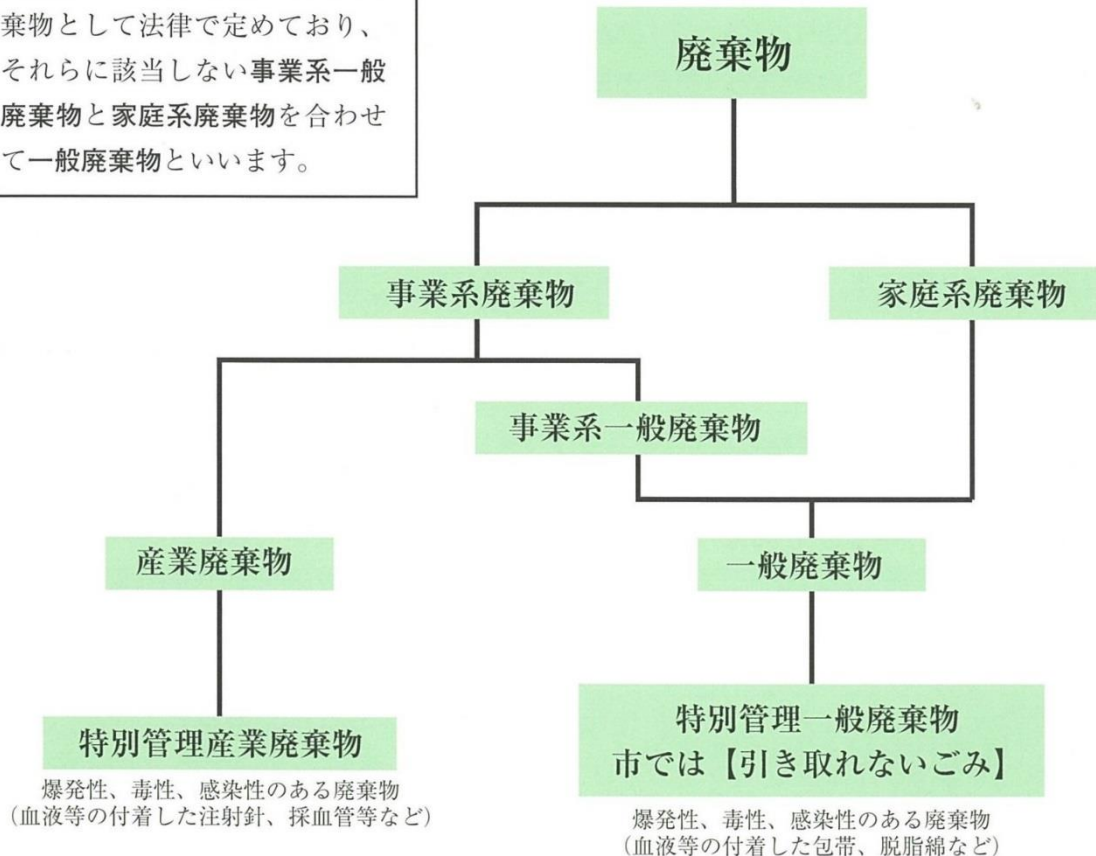
事業活動に伴って発生する廃棄物で、法律で定めるものです。

事業系一般廃棄物

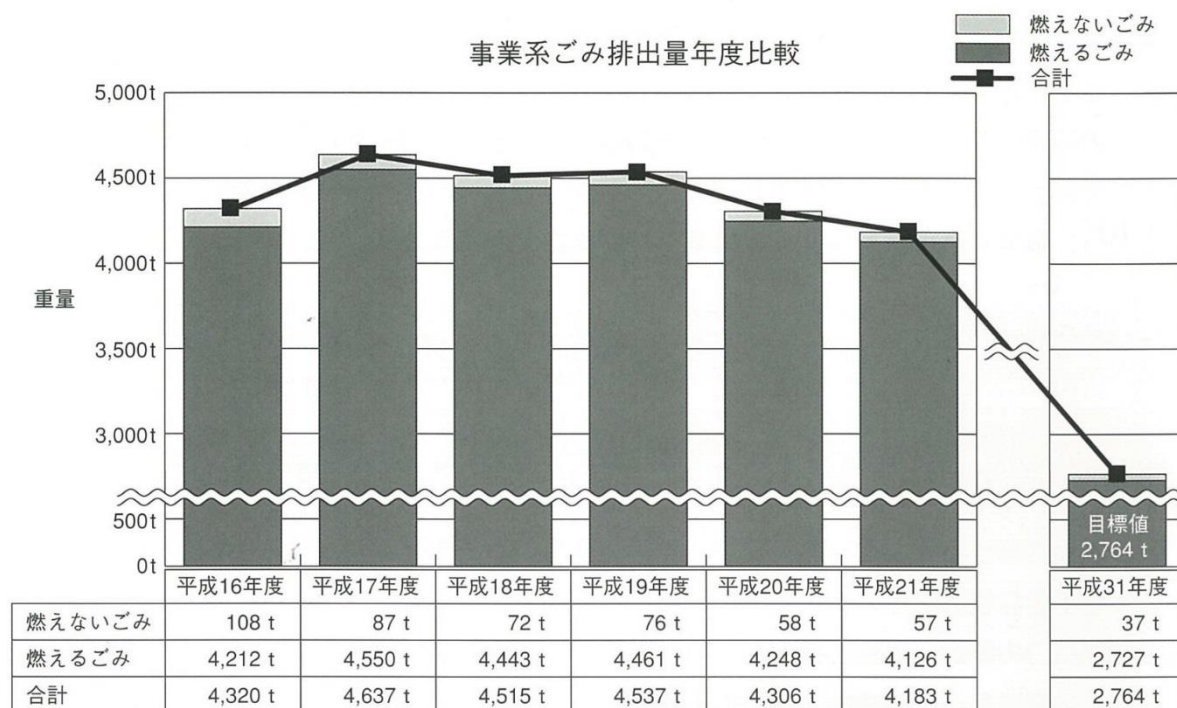
産業廃棄物以外のものであって、事業所から排出されるものです。

事業活動に伴って発生するとは、ある物を作る工場がその物を生産することによって発生してしまう不要な物のことです。工場から発生するといっても、工場の事務所から出る飲食物の残さやタバコの吸殻、事務で使用した紙くずなどの生産に直接関与しないものは、産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物といわれます。

廃棄物のうち、20種類を産業廃棄物として法律で定めており、それらに該当しない事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物を合わせて一般廃棄物といいます。



## 2. 事業系一般廃棄物（燃える・燃えない）ごみの現況



事業所から出る事業系一般廃棄物の年間排出量は、平成17年度をピークに4,637トンから平成21年度には4,183トンとわずかでありましたが減少しました。この要因として平成16年に300円/100kgから100円/10kgに「ごみ処理手数料を改定」したことによる効果と考えます。

見附市は平成22年3月策定の「見附市環境基本計画」の取組指標として、平成20年度を基準年度にし、年間排出量を14,024トンから平成31年度には9,000トンにする数値目標を立てました。これは減量率として35.8%となるハードルの高い目標となっています。

これを事業系一般廃棄物に当てはめると4,306トンから平成31年度には2,764トンまで減少させる必要があります。このことから、事業系一般廃棄物の減量と資源化の促進を強くお願いします。

### 事業者が負うべき責任

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第4条及び第9条並び第16条)

会社、工場、飲食店、事務所、小売店、スーパーなど事業所から出るすべてのごみは、  
 「事業活動によって排出される廃棄物」として事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。  
適正に処理をしない場合、懲役もしくは罰金またはこの両罰が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

### 3. 事業系ごみ削減エコアクション

法律で定められているように事業者は「事業活動によって排出される廃棄物」を責任をもって処理しなくてはなりません。見附市のごみステーション、資源回収棟は市民用の施設です。事業者はこれら施設を利用できません。(p11参照) 適正な廃棄物処理に努める必要があります。

#### ごみの分別の徹底を！

「捨てればごみ、分ければ資源」の言葉があるように、排出時に徹底的にごみを分別することでほとんどのものはリサイクル可能品となります。

#### Check！ 雑紙リサイクルは徹底していますか？

排出されるごみの多くが紙ごみです。これらはきちんと分別することでリサイクルが可能です。燃えるごみとして出している事業者は分別の徹底を行いリサイクルして下さい。



#### 雑紙リサイクルについて

伝票、書類の廃棄について、今後リサイクルを検討しているが社内情報等の記入の為、ほとんどリサイクルができない(市内A販売業者)との意見もあります。これら機密書類等は古紙類リサイクル処理業者(p10参照)に相談して持ち込んでいただくようお願いします。

#### 許可業者に回収してもらう前に！

ごみの排出削減に努めましょう。許可業者に処理を依頼する前に、出す量を減らせないか検討しましょう。

#### Check！ 生ごみの水きり、食べきりで生ごみ減量化

飲食店・スーパーでは毎日多くの生ごみが排出されます。これら生ごみは多くが水分です。そのまま回収処理を行えば排出量が増加するだけでなく、環境負荷も大きくなります。



#### 水切り対策の徹底を

水切り対策はちょっとした工夫でできます。(p5参照) 生ごみの種類ごとに対策を設け、排出前の減量化に取り組んで下さい。

#### 食べきり運動の推進

飲食店では利用者への食べきり運動を推進することで、食べ残しごみの削減が可能です。市内B飲食店では食べきり証明書を発行し、利用者へPRするとともに食材廃棄の削減に努めています。

※市内Cスーパーでは惣菜を揚げる油を「油還元装置」にて1週間使用可能にしています。また、その後の使用済油は燃料(BDF)として利用しています。安易にごみとせず、繰り返し最後まで使用することが重要です。

## 排出量を把握しましょう！

市内Dスーパーでは生ごみの計量を平成18年から実施しています。排出量を把握することによって削減目標が具体化します。

## Check！ 職場内でごみ減量化・資源化リーダーを選任しましょう！

リーダーは3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努め、職場内の排出量を把握し、目標達成の計画を立てましょう。また職場内のごみが適正に処理がされているか確認することも重要です。

# 4. 雑紙リサイクル、水切り対策実践編

### Plan1 「雑紙リサイクル」について

雑紙とは、包装紙や紙袋などの紙全般のことです。この雑紙はリサイクルできます。今まで燃えるごみで捨てていた雑紙を資源ごみに分別して、燃えるごみを減量しましょう。

雑紙（A4版）40枚でトイレットペーパー1個再生されます。

雑紙の種類	具体的な例	注意すること
紙箱類	お菓子の外箱・レトルト食品の外箱 ティッシュペーパーの空箱 	取り口のビニールをはずして箱をたたむ
包装紙類	包装紙  紙袋 	セロテープ・シールをはがす 紙製でない紙袋の持ち手ははずす
封筒類	古封筒・はがき  ダイレクトメール	フィルム窓付き封筒はフィルムをはずす
紙管類	ラップの芯  トイレットペーパーの芯	つぶして平らにする
その他	パックのプリンやヨーグルトの台紙 シュレッダーした紙 メモ紙	散らばらないよう封筒や紙袋に入れる

#### 雑紙の出し方

「雑紙」が不要になったら、古封筒や紙袋に入れてためておく。  
（雑誌にはさんでもOK!）



※そのつど分別しておくとかんたんですよ！

#### 再生に不向きな紙は・・・

- ×汚れた紙（使用済みティッシュ・クリームのかいたケーキの箱など）
- ×強いにおいのついた箱（洗剤・線香・入浴剤の箱など）
- ×防水加工がしてある紙（紙コップ・アイスの紙カップなど）
- ×写真・写真印刷用のプリント用紙
- ×感熱紙・カーボン紙・油紙



※無理をせず、できる範囲から分別しましょう！

Plan2 「ひとしぼり・ふたしぼり運動」について

無造作に生ごみをポリバケツに入れていませんか？

生ごみは、およそ80%が水分です。

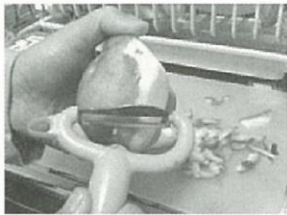
生ごみは、ひとしぼり・ふたしぼりと、水分をよく切ってから  
ごみ出しをしましょう。



## おすすめ水切り方法！

### 水にぬらさない

●玉ねぎの皮など、初めから乾いている生ごみは、水分を含んでいる生ごみとは別にする。



●野菜は洗う前に皮むきをする。



●野菜の皮はざるなどに入れて、水に濡らさないようにしています。

### 生ごみをださない

●野菜の皮もなるべく料理に使って、生ごみが発生しないようにする。



### しぼる

●手袋をはめてしぼる。



●お茶がらを手でしぼる。

### かわかす

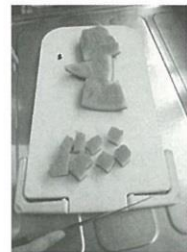
●野菜くずや果物の皮は三角コーナーに捨てずに、乾かしてから捨てる。



●野菜くずは新聞の上に置いて天日干ししてから可燃ごみに出す。



●お茶がらやティーバッグは乾燥させてから出す。



●果物や野菜の皮は、細かく切って乾かしやすくして、干してから出す。

### 三角コーナーで水切り

●水切り袋を三角コーナーから取り出し、上から三角コーナーで押して、水切りをする。



●三角コーナーを傾けておき、水分を切る。

## 5. 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、以下にしめすものです。

区分	種類	内容
あらゆる事業活動に伴うもの(全業種共通・生成過程を問わない)	1 燃えがら	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	3 廃油	グリス(潤滑油)・大豆油・鉱物性・動植物性を問わず、全ての廃油
	4 廃酸	灰写真定着液など有機性・無機性を問わず、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など固形・液状を問わず、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど固形・液状を問わず、全ての合成高分子化合物(合成ゴムを含む)
	7 ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	8 金属くず	鉄くず、アルミ屑など、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	10 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの(業種・生成過程に制限あり)	13 紙くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業及び印刷物加工業 注:これ以外の業種から発生する、不要な書類やコピー用紙などは、事業系一般廃棄物
	14 木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業
	15 繊維くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 注:これ以外の業種から発生する、不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物
	16 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係わる固形状の不要物
	17 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や食物に係わる不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発行かすなど
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
20	以上の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記1～19に該当しないもの(汚泥等のコンクリート固化物など)	



## 6. 産業廃棄物等の処理

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物に係る処理については、産業廃棄物処理施設に自ら搬入する。又は産業廃棄物処理業者に依頼して下さい。

産業廃棄物に関するお問い合わせ先は、下記の県ホームページ、または長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課（電話：0258-38-2532）へご確認ください。

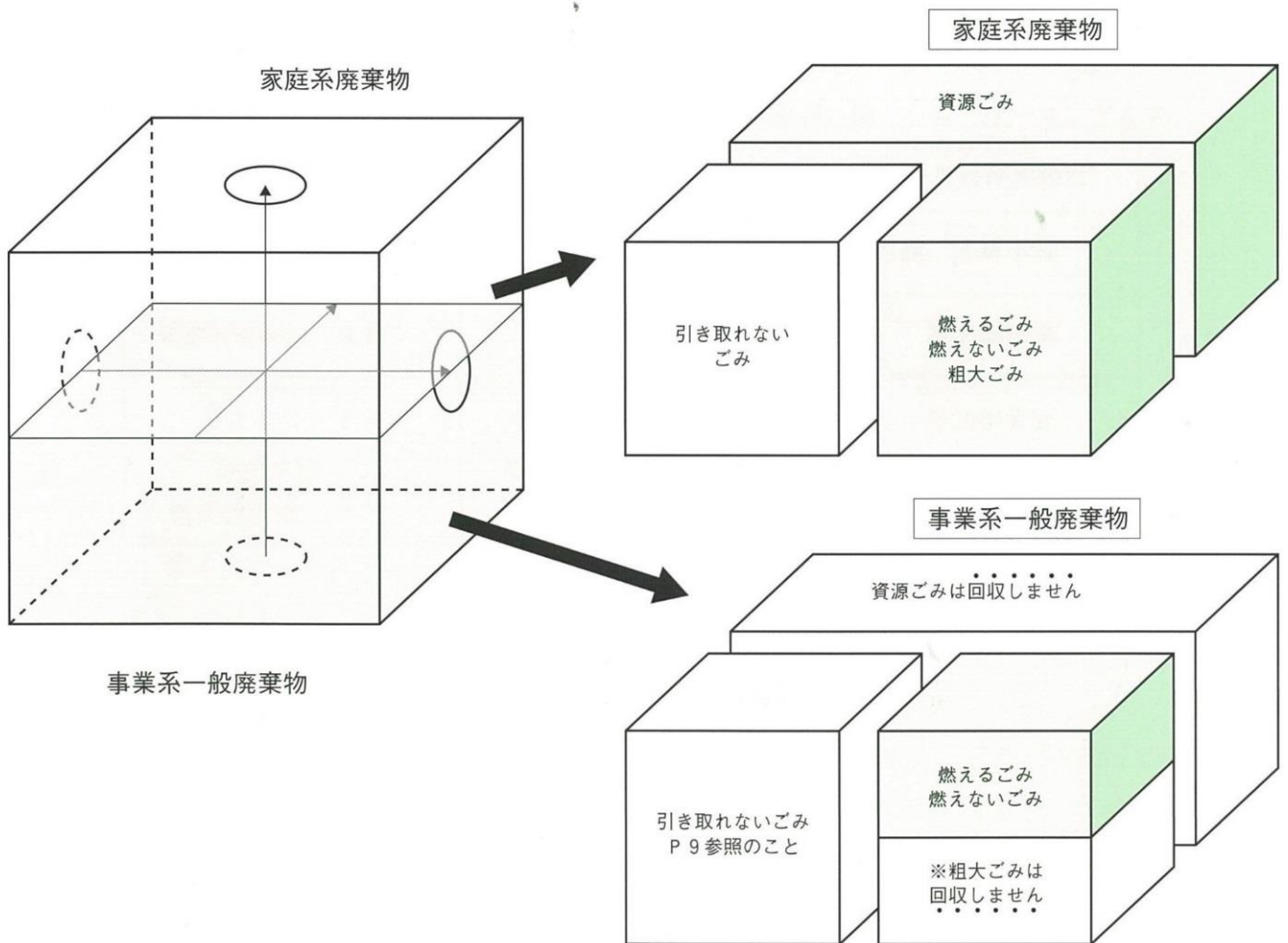
<http://www.recyclechiba.jp/kyoka.html>

## 7. 事業系一般廃棄物とは

### 7.1 一般廃棄物の区分

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものです。

例えば、事務所から出る飲食物の残さやタバコの吸殻、事務に使用した紙くずなどの生産に直接関与しないものは、事業系一般廃棄物といわれます。



## 7. 2 処理の方法

廃棄物処理は下記の方法になります。

### (1) 見附市清掃センターに直接搬入する場合

自社の社員が自ら搬入すること。但し、粗大ごみと資源ごみは、持ち込みできません。

搬入施設	所在地	電話
見附市清掃センター	椿沢町滝野ノ入4834番地	63-3564

持ち込み時間

平日 9:00 ~ 16:00

土曜日 9:00 ~ 12:00

日曜、祝日、年末・年始は持ち込み出来ません。

### (2) 一般廃棄物処理業者に依頼する場合

市のごみ収集運搬業の許可業者に収集・運搬を依頼してください。なお、処理料金は、業者にお問い合わせください。

一般廃棄物処理業者	所在地	電話
(株)小林先二商店	今町1丁目2番7号	66-2388
(株)高橋産業	上新田町5番19号	66-2986
(有)寺尾産業	今町3丁目3番10号	61-2348
(株)越佐	新町1丁目12番3号	62-2326

(3) 見附市清掃センターで引き取れない(持ち込みできない)ごみ

処分方法については、購入した販売店また一般廃棄物処理業者へお問い合わせください。

性状・性質	品 目
有害性のあるもの	農薬、劇薬、工業薬品、その他薬品類
爆発のおそれのあるもの	消火器、ボンベ(ガス、プロパン)、火薬類
引火性のあるもの	ガソリン、軽油、灯油、重油、エンジンオイル、油性塗料、廃油、燃料油脂類
センターで処理できないもの	<p>重量または容積が極めて大きいもの (大人2人で移動積込み作業ができないもの) ピアノ、自動二輪、耐火金庫、物置、プレハブハウス</p> <p>処理が極めて困難なもの スプリング入りマットレス、畳、廃タイヤ・ホイール(自転車は除く)、自動車部品、便器</p> <p>事業系廃棄物として処理が極めて困難なもの            農業用機械と資材            耕運機、トラクター、脱穀機、コンバイン、もみすり機、田植え機、農業用ビニール(マルチ材)、ビニールハウス基材、肥料袋、育苗箱            建設、製造業            建設機械、工作機械、木工製材機械、繊維機械、印刷機械、食品加工機械、電動機(モーター)、各種ポンプ            事務所、店舗、その他            アイスストッカー、事業用冷蔵(冷凍)庫、ショーケース、ディスプレイラック、自動販売機、レジスター、医療器械器具            工業用原材料、加工用原材料、生産設備、生産物(農作物含む)</p>

(4) 処理手数料について

見附市清掃センターに持ち込む一般廃棄物処理手数料は、下記のとおりです。

排出区分	処 理 手 数 料
燃えるごみ	100円/10kg
燃えないごみ	

## 8. 資源ごみ分別マメ知識



事業所から出る資源ごみは、市の処理施設へ持ち込みはできません。しかし、分別すればごみではなく資源に生まれ変わります。

### (1) 古紙類のリサイクル

新聞、段ボール、雑誌・チラシ、その他紙製容器包装（紙箱・紙袋・包装紙）、牛乳パックについては、専門業者にお問い合わせください。

次の出し方を参考ください。

- 段ボールはつぶして、まとめて紙ヒモでしばる。
- 牛乳パックなど飲料用パックは、水洗いし切り開いて出す。
- 種類別にまとめてバラバラにならないよう、しっかりと紙ヒモでしばる。

### (2) 雑紙のリサイクル

今まで燃えるごみで捨てていた封筒類、コピー済み用紙、シュレッダーにかけた紙、メモ紙は大切な資源ごみです。専門業者にお問い合わせください。

次の出し方を参考ください。

- 紙袋や包装紙に包み、紙ヒモでしばる。

### (3) 機密書類のリサイクル

会社の伝票など個人情報を漏洩せずに機密書類をリサイクルできます。書類の入った段ボール箱を開封せず、裁断処理できる専門業者にお問い合わせください。

### (4) 枝木・草のリサイクル

事業所等の敷地内の枝木・草は専門業者にお問い合わせください。

### 問い合わせ先の一例

品目	業者名	所在地	電話
古紙類・雑紙リサイクル	(株)小林先二商店	今町1丁目2番7号	6 6 - 2 3 8 8
機密書類リサイクル	(株)新生	魚沼市下倉1627番地	0 2 5 - 7 9 4 - 5 4 3 2
枝木・草リサイクル	(株)ホーネンアグリ	長岡市飯塚1986	0 2 5 8 - 9 2 - 3 8 9 0

## 9. Q & A (ちょっと困った時?)



- Q1** 製品を梱包した段ボールが、たくさん出ました。資源ごみステーションや資源回収棟に出せますか？
- A1 段ボールは資源ごみですが、事業所の資源ごみはだせません。古紙類リサイクル業者にご相談ください。(資源ごみ分別マメ知識」を参照)
- Q2** 帳簿の伝票がたくさんあります。個人情報があるので、清掃センターで焼却してほしいのですが？
- A2 個人情報を漏洩せずに機密書類をリサイクルできます。機密書類リサイクル業者にご相談ください。(資源ごみ分別マメ知識」を参照)
- Q3** 個人情報が載った書類が数冊あります。清掃センターで焼却してほしいのですが？
- A3 シュレッダーにかけ、透明・半透明のビニール袋に入れて雑紙のリサイクルに出せません。雑紙のリサイクル業者にご相談ください。(資源ごみ分別マメ知識」を参照)
- Q4** 事務所で取り替えた蛍光管やいらなくなった乾電池は、資源ごみとして出せますか？
- A4 事業所等から出る蛍光管と乾電池は、資源物として出すことはできません。産業廃棄物として処理してください。
- Q5** 古紙類・雑紙リサイクル業者は、どんな紙も引き取ってくれるのですか？
- A5 古紙類・雑紙リサイクル業者には、次のものを古紙類等に入れてはいけません。汚れた紙や資源として再生出来ないもののみ、事業系一般廃棄物として清掃センターに「燃えるごみ」として持ち込めます。

### リサイクルできないもの (古紙に混入して困るもの)

紙類	圧着 (親展) はがき、防水加工紙、油紙、写真、金銀等の金属が箔押しされた紙 合成紙 (プラスチック製品で紙ではないもの 例: 公示用ポスター) 捺染紙 (アイロンプリント紙 例: 布地に加熱して、プリント時に使用する紙) 感熱性発泡紙 (点字関係で使用する紙)、感熱紙 (レシート)、裏カーボン紙・ノーカーボン紙 (宅配便の複写伝票)、複合素材の紙 (プラスチックフィルムやアルミ箔を貼り合わせたもの)、臭いのついた紙 (石鹼の個別包装紙、洗剤や線香の紙箱)
紙以外	ワッペン類、ファイルの金具、金属クリップ、フィルム類、発泡スチロール、プラスチック製品、ガラス類、布類

## 10. 環境への取り組み

見附市環境基本計画が平成22年3月に策定され、現在および将来にわたって私たちが安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現するためには、事業者・市民・市の各主体が、ライフスタイルや事業活動などを見直し、適切な環境配慮を行なうことが大切です。

ここに、事業者として取り組むべき「環境への取り組み」事例をあげました。

### ☆事業所及び周辺の景観づくり☆

- ①清掃、ごみ拾い、側溝泥上げなどのクリーンアップ活動
- ②植栽、花壇、フラワーボックスなどの緑化活動

### ☆温暖化防止対策の推進☆

- ①グリーンカーテン、屋上緑化の推進
- ②省エネ型の生産設備、照明器具の導入
- ③アイドリングストップなどのエコドライブの実践
- ④適切な冷暖房温度の徹底、消灯など省エネ行動の実践

### ☆ごみ減量・リサイクルの推進☆

- ①コピー用紙の両面印刷と裏面利用
- ②機密文書を含む紙類のリサイクル
- ③水分を含んだちゅう芥類のひとしぼり・ふたしぼり運動の徹底
- ④環境配慮型商品（グリーン購入）の購入

☆公害の防止☆

- ①騒音、振動、悪臭、排水、化学物質の発生・排出抑制
- ②地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げ量の削減
- ③自主的な測定実施
- ④事業所の見学受入れ（リスクコミュニケーション）

☆その他☆

- ①環境イベント、環境活動への参加・協力
- ②環境保全団体への活動支援
- ③従業員への啓発

## 11. 各種法令関係

- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>
- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46SE300.html>
- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>
- ◇ 見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例  
[http://www2.city.mitsuke.niigata.jp/database/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ae41107031.html](http://www2.city.mitsuke.niigata.jp/database/reiki_int/reiki_honbun/ae41107031.html)
- ◇ 見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則  
[http://www2.city.mitsuke.niigata.jp/database/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ae41107261.html](http://www2.city.mitsuke.niigata.jp/database/reiki_int/reiki_honbun/ae41107261.html)
  
- ◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO117.html>
- ◆ エネルギーの使用の合理化に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S54/S54HO049.html>
- ◆ グリーン購入法  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

## 12. ごみ収集運搬業許可業者とリサイクル業者

業務の種類	業者名	所在地	電話
ごみ収集運搬業 許可業者	(株)小林先二商店	今町1丁目2番7号	66-2388
	(株)高橋産業	上新田町5番19号	66-2986
	(有)寺尾産業	今町3丁目3番10号	61-2348
	(株)越佐	新町1丁目12番3号	62-2326
古紙類・雑紙リサイクル	(株)小林先二商店	今町1丁目2番7号	66-2388
機密書類リサイクル	(株)新生	魚沼市下倉1627番地	025-794-5432
枝木・草リサイクル	(株)ホーネンアグリ	長岡市飯塚1986	0258-92-3890



<見附市事業系ごみ減量マニュアル>

発行 見附市市民生活課

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

TEL 0258-62-1700 FAX 0258-63-1006

URL <http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>

E-mail [shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp)

見附市環境ポータルサイト <http://www2.city.mitsuke.niigata.jp/kankyo/>

再生紙使用  PRINTED WITH SOYINK™

平成22年11月発行 3,000